堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

 同
 信
 貴
 良
 太

 同
 原
 繭
 子

 同
 澤
 由
 美

監査結果に基づく措置通知書

 監査の種類 (堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート) 監査実施期間 令和5年11月1日 ~ 令和6年3月26日 措置を講じた部局等 文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課指定管理者:美津濃株式会社 指摘事項等 措置内容 所管部課等 3 事業報告書等について 当初、市から概算払で受け 指定管理者 事業報告書に記載している指定管 る修繕費を超えた分は修繕費
一ト) 監査実施期間 令和5年11月1日 ~ 令和6年3月26日 措置を講じた部局等 文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者:美津濃株式会社 指摘事項等 措置内容 所管部課等 3 事業報告書等について (1) 指定管理者は、定期報告書及び 当初、市から概算払で受け 指定管理者
監査実施期間令和5年11月1日 ~ 令和6年3月26日措置を講じた部局等文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者:美津濃株式会社指摘事項等措置内容所管部課等3 事業報告書等について (1)指定管理者は、定期報告書及び当初、市から概算払で受け 指定管理者
措置を講じた部局等文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者:美津濃株式会社指 摘 事 項 等措 置 内 容 所管部課等3 事業報告書等について (1)指定管理者は、定期報告書及び 当初、市から概算払で受け 指定管理者
措置を講じた部局等指定管理者:美津濃株式会社指摘事項等措置内容所管部課等3 事業報告書等について (1)指定管理者は、定期報告書及び当初、市から概算払で受け指定管理者
指定管理者:美津濃株式会社
3 事業報告書等について (1) 指定管理者は、定期報告書及び 当初、市から概算払で受け 指定管理者
(1) 指定管理者は、定期報告書及び 当初、市から概算払で受け 指定管理者
事業報告書に記載している指定管 る修繕費を超えた分け修繕費
TANDECHA CONTROLLA
理業務の収支状況において、修繕に計上できないと認識してい
費の一部を、備品購入費にも二重 たため、備品購入費として計
に計上していた。 上していました。
その後、修繕費に計上し直
しましたが、備品購入費に計
上した金額を減算するのを失
念していました。
御指摘を受け、定期報告書
と事業報告書の修正を行い、
令和6年1月26日に市へ提出
しました。
今後は、報告書提出の際、
市から概算払で受けた修繕費
を超えた分も正しく修繕費に
計上しているか、複数人での
確認を行います。
4 英田等労人の
4 管理運営について
(1) 指定管理者が自主事業で自動販 御指摘を受け、令和5年12 指定管理者 声機等を設置する際は、埋束公園 日 18 日ははで公園監理課に
売機等を設置する際は、堺市公園 月 18 日付けで公園監理課に 条例施行規則に定められた公園施 公園許可変更承認申請書等の
条例施行規則に定められた公園施 公園許可変更承認申請書等の 設設置許可申請書に、図面等の面 必要書類を提出し、令和 6 年
最
提出し、使用面積に応じた使用料した。また、変更許可以前に
を市に支払い、許可を受ける必要 おける使用料については、同

がある。

しかし、許可された面積よりも 大きい自動販売機を設置してい た。

(2) 鴨谷体育館においては、同じ建 物内に、堺市立南図書館美木多分 館が併設されている。そのため、 建物に係る保守管理費等について は、指定管理者が一旦支払い、仕 様書で定められた費用負担割合に┃認識を改め、事務処理を行う 基づいて計算した金額を、後から 指定管理者が市に請求している。

しかし、保守管理費のうち、清 掃業務に係る費用の請求につい て、仕様書で定められた負担割合 どおりに計算していなかった。

年2月13日に堺市に支払いま した。

今後は、設置している自動 販売機の仕様変更や移動があ った際には漏れなく変更申請 できるようチェックリストを 整備し、毎年度の申請時には 現状と相違がないか複数人で の確認を行います。

御指摘を受け、令和 5 年度 ┃ 指定管理者 下期分から正しい負担割合で 計算し、令和6年4月19日に 市に請求しました。

今後は、正しい負担割合に 際には、複数人で数値の確認 を行います。